

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者
		土 地 の 所 在 地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ル・年	支払方法	
			登記簿面積 m ²					
1	平岡 竜也	日南町印賀字寺ノ上ミ澤 2178	田 6,136.00 1 件 計 6,136.00	賃借権 トマト	10年 1か月 令和03年12月01日 令和13年12月31日	水張反当 8000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
2	松本 恭平	日南町丸山字ヨシ原 2248	田 3,158.00 1 件 計 3,158.00	賃借権 トマト	14年 1か月 令和03年12月01日 令和17年12月31日	水張反当 5,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
3	有限会社 アルファービジネス (B.C)	日南町下石見字ニタ松ノ前道下タ 2371 日南町下石見字ニタ松ノ前道下タ 2372	原野 144.00 田 1,216.00 2 件 計 1,360.00	賃借権 水田 賃借権 水田	9年 0か月 令和04年04月01日 令和13年03月31日	0 水張反当 4000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
4	一般社団法人 笠木営農組合 (B)	日南町笠木字一町田 3489 日南町笠木字一町田 3491 日南町笠木字一町田 3492 日南町笠木字一町田 3497 日南町笠木字下ハサラ田 4010 日南町笠木字下ハサラ田 4011 日南町笠木字下小笹 4442 日南町笠木字釜田 3708 日南町笠木字釜田 3709 日南町笠木字釜田 3710 日南町笠木字釜田 3714	田 2,121.00 田 2,170.00 田 2,067.00 田 917.00 田 2,120.00 原野 125.00 田 1,173.00 原野 399.00 田 2,647.00 田 1,771.00 田 1,832.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	11年 1か月 令和03年12月01日 令和14年12月31日	水張反当 5,000 水張反当 5,000 水張反当 5,000 水張反当 5,000 水張反当 5,000 水張反当 5,000 0 水張反当 5,000 0 水張反当 5,000 水張反当 5,000 水張反当 5,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—

日南町笠木字釜田 3715	原野	81.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字釜田 3716	田	1,466.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字向田ノ下モ 3336	田	1,278.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字向田ノ下モ 3338	田	725.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字向田ノ下モ 3339	原野	58.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字国土石ノ前 4140	田	3,507.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字国土石ノ前 4141	原野	369.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字財原前 3703-1	田	1,103.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字財原前 3703-2	原野	157.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字山根田 3442	田	2,375.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字山神田 4276-1	田	2,072.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字山神田 4276-3	原野	55.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字十来堀 3971-2	原野	401.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字十来堀 3972	田	1,739.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字庄吉田 4417	原野	67.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字庄吉田 4418	田	3,555.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字庄吉田 4419	田	1,826.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字庄吉田 4432	原野	401.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字松山新田 1930	田	390.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字水谷 3502	田	2,428.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字川谷ノ上 4297	田	2,585.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字川谷ノ上 4298	原野	586.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字川谷ノ上 4299	田	2,743.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字川谷ノ上 4300	原野	355.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字川谷ノ上 4301	田	2,107.00	賃借権 水田	水張反当 5,000

日南町笠木字川谷ノ上 4302	原野	224.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字川谷ノ上 4303	田	683.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字大ブケ 4284	田	1,717.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字大ブケ 4285	田	1,418.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字大成ル 1517-1	田	4,347.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字大成ル 1518	田	2,204.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字大澤田 3974	田	2,107.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字大澤田 3975	原野	85.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字大澤田 3976	田	1,439.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字大澤田 3979	田	780.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字大澤田 3982	田	1,696.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字仲田 3510	田	2,022.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字仲田 3511	原野	112.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字仲田 3512	田	1,877.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字仲田 3513	原野	170.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字仲田 3514	田	3,115.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字仲田 3516	田	1,240.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字仲田 3517	原野	61.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字仲田 3518	田	1,516.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字道下夕田 4123	原野	90.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字道下夕田 4124	田	1,377.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字式貫尻 4279	田	3,185.00	賃借権 水田	水張反当 5,000
日南町笠木字式貫尻 4280	原野	107.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字馬野尻 4358	原野	148.00	賃借権 水田	0
日南町笠木字馬野尻 4359	田	1,735.00	賃借権 水田	水張反当 5,000

		日南町笠木字樋ノ口 3481	田	1,089.00	賃借権 水田	水張反当 5,000		
		日南町笠木字佛田 4344	原野	65.00	賃借権 水田	0		
		日南町笠木字佛田 4345	田	1,547.00	賃借権 水田	水張反当 5,000		
		日南町笠木字佛田 4348	田	1,526.00	賃借権 水田	水張反当 5,000		
		日南町笠木字佛田 4349	原野	111.00	賃借権 水田	0		
		日南町笠木字佛田 4350	原野	10.00	賃借権 水田	0		
		日南町笠木字佛田 4352	田	2,011.00	賃借権 水田	水張反当 5,000		
		日南町笠木字佛田 4353	原野	113.00	賃借権 水田	0		
		日南町笠木字佛田 4355	田	1,580.00	賃借権 水田	水張反当 5,000		
		日南町笠木字塚田 3320	原野	45.00	賃借権 水田	0		
		日南町笠木字塚田 3321	田	965.00	賃借権 水田	水張反当 5,000		
		日南町笠木字塚田 3323	原野	50.00	賃借権 水田	0		
		日南町笠木字塚田 3325	田	796.00	賃借権 水田	水張反当 5,000		
		日南町笠木字塚田 3330	田	1,048.00	賃借権 水田	水張反当 5,000		
		日南町笠木字塚田 3332	原野	69.00	賃借権 水田	0		
		日南町笠木字塚田 3333	田	1,061.00	賃借権 水田	水張反当 5,000		
		日南町笠木字塚田 4292	原野	43.00	賃借権 水田	0		
		日南町笠木字塚田 4293	田	385.00	賃借権 水田	水張反当 5,000		
				79 件 計 95,740.00				
5	一般社団法人 笠木営農組合 (B)	日南町笠木字仁平田 3457	原野	120.00	賃借権 水田	米120kg/全体	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
		日南町笠木字仁平田 3458	田	2,330.00	賃借権 水田			
		日南町笠木字東田 3470	田	1,635.00	賃借権 水田			
		日南町笠木字東田 3471	原野	27.00	賃借権 水田			
				4 件 計 4,112.00				

6	一般社団法人 笠木宮農組合 (B)	日南町笠木字三反田 3886-1 日南町笠木字三反田 3886-2 日南町笠木字三反田 3887 日南町笠木字三反田 3888 日南町笠木字三反田 3890 日南町笠木字竹ヶ鼻 3829 日南町笠木字竹ヶ鼻 3830	田 原野 田 田 田 田 原野 田	1,550.00 152.00 1,864.00 1,976.00 1,456.00 429.00 1,604.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	11年 1か月 令和03年12月01日 令和14年12月31日	米150kg/全体	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
7	一般社団法人 笠木宮農組合 (B)	日南町笠木字馬野尻 4366 日南町笠木字馬野尻 4367	田 原野	1,891.00 38.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田	11年 1か月 令和03年12月01日 令和14年12月31日	0 0	—	—
8	一般社団法人 笠木宮農組合 (B)	日南町笠木字シヤリ免 3646-1 日南町笠木字シヤリ免 3646-2 日南町笠木字シヤリ免 3646-3 日南町笠木字宮前 3629 日南町笠木字前田 3754 日南町笠木字前田 3755	田 原野 原野 田 原野 田	1,239.00 23.00 19.00 2,903.00 82.00 2,059.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	11年 1か月 令和03年12月01日 令和14年12月31日	米210kg/全体	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

1. 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

- A 現に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。
- B 既に機構から配分を受けている法人経営体でその経営体の定款等に変更がない場合。
- C 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。

2. 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。

共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までを計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

(12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。